

特定技能の在留資格に係る制度の運用方針及び運用要領の補足

～ビルクリーニング分野の人材の基準に関する事項について～

○1号特定技能外国人は、以下に定める試験(技能水準及び日本語能力水準)に合格した者又はビルクリーニング分野の第2号技能実習を修了した者(外国人技能実習制度のこと)。

技能水準:「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」

試験実施主体は、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

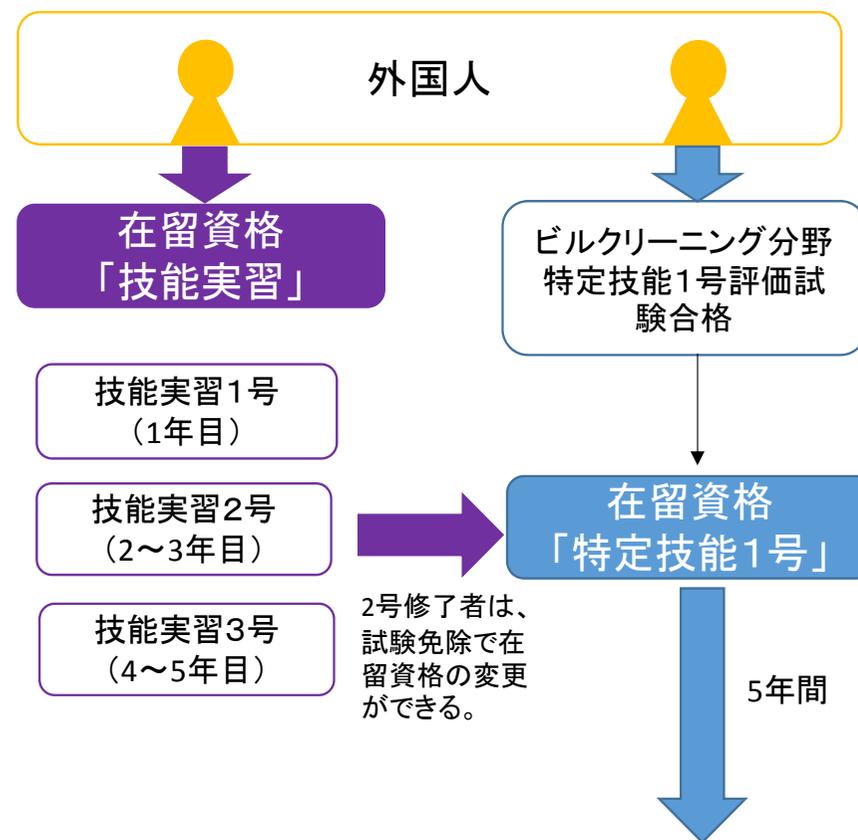
実施方法は、実技試験

実施回数は、平成31年秋以降、国内外でそれぞれ年概ね1～2回実施予定。

日本語能力水準:日本語能力判定テスト(仮称)又は「日本語能力試験(N4以上)」

試験実施主体は、独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

※第2号技能実習を修了した者は、修得した技能と、1号特定技能外国人が従事する業務と関連性が認められるため、上記の試験を免除する。



<参考資料>

1. ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(平成30年12月25日閣議決定)
2. 「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日閣議決定)